

三原市の補助制度フローチャート ～該当するか確認してみましょう～

平成 29 年 4 月 1 日以降に夫婦が共に特定不妊治療を開始しましたか？

はい

いいえ

広島県の特定不妊治療助成決定を受けましたか？

対象外です

はい

いいえ

次の二つを満たしますか？

いずれも満たす

治療開始から申請時まで全期間、
三原市内に住所を有している

夫婦に市税等の滞納はない

まず広島県の特定不妊治療助成を申請して承認決定を受けましょう
受理の後、決定通知書通知日から1か月以内に市へ申請してください

あてはまらない

対象外です

はい

三原市特定不妊治療費を補助します

※広島県特定不妊治療助成額を除いた額で入院費・食事代を除く

広島県不妊治療支援事業承認決定通知書の通知日の翌日から1か月以内に
三原市保健福祉課へ申請してください

〔必要な書類〕

- (1) 三原市特定不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）
- (2) 広島県の不妊治療支援事業承認決定通知書の写し
- (3) 広島県の不妊治療費助成申請に係る証明書の写し
- (4) 夫婦のいずれかが市外のときはその人の住民票
- (5) 補助金申請用納税証明書^{※1}（夫婦が三原市民の場合それぞれ1通ずつ）
★広島県不妊治療支援事業承認決定通知書の通知日から三原市の助成申請日の間に発行されたもの
- (6) 医療機関が発行する領収書の写し
- (7) 申請者の振込口座が分かる通帳の写し
- (8) 申請者の印鑑